## 置戸町元気だすべえ事業のご案内

~あなたのチャレンジを応援します~



○置戸町で起業すると!

## 100万円

○置戸町でクラフト研修生が独立し、工房を設立すると!

## 100万円

○置戸町へ移住しマイホームを購入すると!

# 世帯移住で100万円

(単身移住で50万円)

詳細は裏面をご覧ください。

## 置戸町元気だすべえ事業の受給要件

### ①起業応援金の要件

次の要件の全てに該当する。

- ・ 置戸町商工会の会員であること。
- ・ 起業後5年以上事業を継続し、 積極的に事業を営む意志があること。
- 町内に住所を有すること。

#### 【必要書類】

- 1. 登記簿謄本の写し(法人として起業した場合)又は管轄する税務署に提出した開業届の写し (個人として起業した場合) 2. 事業所内の写真 3. 置戸町商工会に加入していることを証する書類
- 4. 世帯全員の住民票の写し 5. 振込先の口座が確認できる書類

### ②オケクラフト工房設立応援金の要件

次の要件の全てに該当する。

- ・ 置戸町商工会の会員であること。
- ・ 起業後5年以上事業を継続し、積極的に事業を営む意志があること。
- ・ 町内に住所を有すること。

【必要書類】起業応援金と同様の添付書類となります。

### ③移住者応援金の要件

次の要件の全てに該当する。

- 町外から転入して3年以内の者が町内に住宅を建設また取得すること。※3親等以内の親族間での住宅取得は除く。
- ・ 町内に住所を有すること。
- ・ 応援金を受給してから、継続して3年以上居住すること。

#### 【必要書類】

- 1. 請負契約書又は売買契約書の写し 2. 登記事項証明書の写し3. 世帯全員の住民票の写し
- 4. 振込先の口座が確認できる書類 5. 確約書
  - ① ~ ③のいずれかの要件を満たす場合、受給対象者となる可能性があります。

なお、応援金の受給は1回限りとなります。

## まずは、お気軽にご相談ください。

#### 【お問合せ先】

〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地 置戸町役場

〇産業振興課商工観光係 (起業・クラフト設立応援金の場合)電話 0157-52-3313

〇企画財政課企画係 (移住の場合) 電話 0157-52-3312